

一般廃棄物処理施設整備基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 北薩広域行政事務組合(以下「組合」という。)が計画する一般廃棄物処理施設(以下「施設」という。)の整備に関し必要な事項を検討するため、一般廃棄物処理施設整備基本計画検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 施設の安全性に関すること。
- (2) 施設の処理方式に関すること。
- (3) 施設の機種を選定に関すること。
- (4) 施設の規模に関すること。
- (5) 施設の整備・運営事業方式に関すること。
- (6) その他理事長が必要と認める事項に関すること。

2 委員会は、前項に掲げる事項について、検討を行った結果を理事長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織し、次に掲げる者のうちから理事長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 幹事会幹事
- (3) 構成市町の財政担当課長の代表
- (4) 各構成市町が推薦する住民
- (5) その他理事長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める任務が終了する日までとする。ただし、委員が委嘱され、又は任命されたときの要件を欠くに至った場合は委員の職を失うものとし、新たに要件を満たす者が委員となるものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下この条において「会議」という。)は、委員長が招集し、会議

の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は公開する。ただし、委員会は、会議の公正が害されるおそれがあるときその他公益上必要があると認めるときは、公開しないことができる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員又は委員であった者は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成26年6月25日から施行する。
(委員会の招集の特例)
- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、委員の互選により委員長が定められていない場合
にあつては、理事長が委員会を招集する。